

第 11 回自治労学校事務集会基調

2009/ 1 /31

【集会の目的】

義務制諸学校（以下、義務制）、高等学校をつないで、学校事務職員の現状と課題を踏まえ、学校現場に徹底してこだわった展望を開いていきたいと思ひます。

これまで、第 9 回では学校事務の共同実施・学校事務センター＝中二階論。第 10 回では英米の後追いの新自由主義的な教育体制の中で学校事務の学校離れ、学校事務の空洞化が起きていることを基調としてきました。今回の第 11 回では学校にこだわった学校事務職域としての将来ビジョンを描くには、経験的な専門性の蓄積、継承、共有化が必要であることを見つめ直したいと思ひます。基調では質の高い学校事務サービスについて 5 つの視点からアプローチします。1) 貧富の格差が拡大する中で、公教育の無償化への展望をもって子どもたちの学習する権利の実現、2) 地域間格差を克服するための学校財務を中心にした学校事務領域の展開、3) 地域や社会教育とつなぐ地域コーディネーター、或いは教育法務分野への職域拡大、4) 学校の多機能・複合化への視点、5) 地域教育行政全体としての取り組みと人事交流、以上が、5 つの柱となっています。

そして、夢を持って学校事務の職域で歩む仲間のシンポジウムも企画します。学校事務職員の英知を集めて、困難な時代を切り開いていきましょう。

1. 状況、そして学校の未来へ

百年に一度の金融危機

金融万能の世界経済が破綻しました。ウォールストリート発の百年に一度の金融危機が 2008 年 9 月に発生、瞬く間に世界中に波及しました。

米労働省発表の雇用統計によると 2008 年 1 年間で 258 万人も減り、戦後最悪の雇用情勢です。1 月 20 日に就任したオバマ大統領は 2 年間で 300 万人の雇用創出を目標とする「オバマ版ニューディール政策」を発表しています。その中には「校舎の近代化と最新コンピュータの配備」も含まれています。保護貿易主義がアメリカで台頭する可能性は高いといえます。

輸出に頼る日本の経済も金融から実体経済への影響が現れています。輸出割合の高いトヨタやホンダなどの自動車メーカー、ソニーなどの家電メーカーの株価は急落し、好景気に沸いた東海地方でさえ冷え込みました。御手洗日本経団連会長のお膝元であるキャノン大分工場やトヨタ自動車でも、赤字にもならぬ前から「派遣切り」を始めています。なお、トヨタは 2009 年 3 月期連結決算について 1500 億円の営業赤字になる見通しを発表しました（2008/12/22）。しかし、企業の内部留保（利

益から配当金を引いたもの)は、2002年3月期末から倍増して、トヨタ、キャノンなど大手製造業16社で2008年9月末に「空前の約33兆円に達した」と共同通信社は報じています(2008/12/23)。しかも2008年度の純利益減少でも配当水準は維持、増配を方針とする会社が目立つと分析されています。これまで労働者への賃金への還元をせずに溜め込んだ内部留保があるにもかかわらず、雇用調整に入るのは許されることではありません。内部留保金の拠出こそが即効性のある対応です。日本IBMの1000人希望退職など、正規雇用労働者への影響も深刻となっています。企業が残っても、働く人々の雇用がないのは反社会的な行為です。

それはまた、世界を覆うアメリカ式「政治経済軍事の一極体制」の終焉でもあります。AFP通信によると、フランスのサルコジ大統領は、「米ドルはもはや世界の基軸通貨ではない」(2008/11/13)と述べ、ワシントンで2008年11月14、15の両日開かれた金融危機対策のための緊急首脳会合(サミット)でも、こうした考えを表明しました。このような中でも日本の政府は対米追従路線を変えず、IMF中心の経済政策を取っています。

内閣府は「青少年の現状と施策」(青少年白書2008/11/21)において、10代後半では、ここ15年間で非正規職員の割合が72%に及ぶことを発表しました。「中卒や高卒の若者が正規雇用職員になれず、非正規雇用に流れるケースが増えたのが要因」との分析をしていますが、その根本的要因が、規制緩和政策の一環として1985年の労働者派遣法を制定(1999年改正、2003年改正)するなどして国が進めてきた雇用破壊、労働権の侵害(偽装請負、違法派遣などを含む)にあることは明白です。既に2007年で派遣労働者数は384万人にも増加し、そのうち2008年10月から2009年3月までに半年で失業者は8万5千人にのぼると厚生労働省は発表しました。派遣労働は日本と韓国にしかない特殊な中間搾取形態です(伊東光晴 朝日新聞2009/1/11)。特定派遣も含めた労働者派遣法の廃案ないし抜本的な改善が必要です。地方では、高卒者への採用抑制が強まり、親元から通える就職先がないという事態が生じています。正規採用のみならず、派遣職員の募集もないという状況が出現しています(朝日新聞2008/11/18)。これでは地域から日本全体が疲弊してしまいます。

このような深刻な状況にあって、正規職員での雇用確保を最優先課題とするのが日本政府の役割です。これまでの新自由主義的な発想による経済、政治運営は破綻したのですから、社会のセーフティネットを尊重する政策に転換し、安定した雇用創出の計画を立案、実施することが早急に求められています。それには根本的な考え方の転換が必要です。例えば、橘木俊詔が次に述べるような視点です。「デンマークの人の話では、従業員が食べていけるだけの賃金を企業が払うのは、社会的義務と考えられているようだ。食べていけない賃金しか出せない企業は非効率なので、市場から退出するべきだ、との社会合意があるのかもしれない。効率性の高い企業

が参入し、食べられる額の賃金を払える企業のみが市場に残る。・・・最低賃金引上げで困るのは中小の下請け企業である。多くの中小企業の製品は大企業に納入されているが、日本では、下請け企業の価格転嫁を不当に防ぐ、いわゆる『買ったとき』が存在するといわれる。公正な取引が実行されるように、政府の監視と罰則の徹底が必要である。」（読売新聞 2008/09/26）。

企業が生活できるだけの賃金を出さぬ分、社会保障費で生計を維持しているのであって、このような社会に寄生する企業は、大企業であっても社会的な存在意義がありません。経済界の言う雇用確保のためのワークシェアリングでは労働分配率は変わりません。内部留保金を吐き出すことがまずすべきことです。

和田中学校という作られた幻想

2008年度文教予算の概算要求で文科省は、「事務の外部化」という新規項目を設定し、ボランティアを募っての学習支援を構想しました。具体的には、地域に学校支援地域本部を置き、学校支援協力者やボランティアを人材バンクに登録します。総合的な学習の時間の指導者や、部活動の指導、学校図書館支援などが学校支援協力者に想定されています。学校支援ボランティアには、教員免許状所有者や校内環境整備の支援として造園業関係者・電気技師等が例示されています。

なお、「地域の教育力の再生」と括られた学校支援地域本部や地域ボランティアの活用は、初等中等局の所管ではなく生涯学習政策局の所管となっています。既に東京都杉並区立和田中学校（以下、和田中学校）などで行われていた事例を文科省が使ったのです。

和田中学校といえは、2003年以來リクルート社出身の藤原和博氏が校長となり、次にはリクルート社社員で教育情報関連会社の経営者が校長となったリクルート世襲学校です。また、和田中学校は2008年4月から学校を民間塾（サピックス）に開放し、低額の進学塾を開きました。学校支援地域本部が主催する形をとっています。特徴は進学目的にあることです。売りの一つとした低価格なのは当然です。公的施設である学校を無償で提供したために、進学塾の店舗を構えなくて良いメリットがあるからです。

杉並区が2007年8月1日付で発令した、独自予算での課長級の区費職員を副校長として配置し、副校長2名体制とした2校のうちのひとつが和田中学校です。和田中学校のケースを参考にすれば、区市町村は自前で課長級副校長（市区町村費職員）を配置することも考えなければならないのでしょうか。島根県出雲市では2008年度から課長補佐級の市教委職員をスクールマネージャーとして派遣し、地域との連携や学校事務の共同実施に「管理職に近い」立場で参加しています。

なお、出雲市ではこの学校事務の共同実施では教員の事務作業が軽減されないとして市教委事務局内に事務支援センター設置を構想しています（山陰日報

2008/07/06)。(神奈川県厚木市は、2005年度より、行政職「副校長」を配置していましたが、学校教育法改正を理由として、逆に2008年度以降の廃止を行いました。)

5 学校支援地域本部の先行事例である和田中学校・地域本部で語られていた「地域」は、実は「私企業」が主体でした。JANJAN ニュース(2008/10/10)の渡辺容子や「子ども

10 子どもの人間性の発展を歪める『教育の市場化』」(『教育』国土社発行2008.11月号)の木附千晶によると、「夜スペ」のサピックス、和田中学校に入学を予定している小学生対象のニンテンドーDSを使った「ドテラ・ジュニア」など地域本部経由の私企業の参入事例があると述べています。地域本部には杉並区から約560万円の補助金が支出されています。また、ドテラ(土曜寺子屋)参加費年間5000円、英検

15 コース参加費月6000円などが地域本部に入っています。財政規模は年間1500万円以上と推測しています。これらは決算報告がしっかりしていないので不明とされています。用途不明金問題で藤原前校長時代に選ばれた地域本部長は学校運営協議会から不信任されました。

さらに「ドテラ・ジュニア」実行委員会へは文科省初等中等教育局「新教育開発プログラム」による800万円(2年間)が支払われています。このような公立学校への私企業の参入は、利権を伴いながら私学に比肩しうるような「学力」向上が公立でも可能であるとする実績作りに躍起となっている姿といえます。果たして、これが今問われている公立学校の再生という課題への解答なのでしょうか。

20 なお、文科省の2009年度予算を見ると、学校支援地域本部の全国化の試みは頓挫しているように見えます。学校支援地域本部はスクールソーシャルワーカー、放課後子ども支援などのモデル事業とともに「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」に統合され、自治体を選ぶ形へ再編されています。財務省の査定において文科省のモデル事業は「自治体ごとに工夫してやるべきことを国が押し付けても仕方がない」と前年度比34%も削減されたのです(日経新聞2008/12/31)。

国家管理のボランティア

30 2008年度から文科省がはじめた「学校ボランティア支援事業」は、各市町村教委が学校、関連団体とともに2008年度には全市町村(1800ヶ所)に「学校支援地域本部」(50億4千万円)を立ち上げ「地域コーディネーター」を配置して住民等がボランティアとして授業や部活動、校庭整備を行い学校運営に参加する事業です。国から都道府県・政令指定都市への委託事業であり、市町村へは都道府県からの再委託などが想定されています。事務経費や謝礼などは国が負担して、中学校区に1ヶ所設置の計画です(単価は225万7千円。人材バンクの作成10万円。地域コーディネーターは謝金1人×5日×40週×4時間×@1200円)。国による委託であるため、申請による審査が必要です。第1次募集の決定は9月、第二次募集は10月決定

と遅れ、年度内の本格的な実施が不可能となりました。北海道新聞は「地元住民が図書館ボランティアなどに参加している小樽市は『ボランティアに国にやらされているという意識が生れかねない。学校ボランティアは文科省が画一的に扱うべきではない』と新事業の申請は行わない方針だ。」(2008/11/16)との記事を載せています。地域ボランティアは学校支援地域本部の傘下に入ることによって国家認定されるのです。国家管理のボランティアがこの事業の狙いの一つであると言えます。

ボランティアをはじめ、社会貢献や相互扶助の活動そのものが問題であるというわけではありません。しかし、2000年に設置された教育改革国民会議で出され、論議を巻き起こした「奉仕活動の義務化」問題を含め、財政難や人手不足を論拠とした安易な無償活動ないし安価な労働力のシステム動員が、「奉公」の美名のもとに政策的に推進されることには注意しなければなりません。少なくともモデル事業による誘導をやめ、文科省は地方交付税措置へ切り替えを行うべきです。

今後、和田中学校の事例にもあるように、学校への支援を名目にした利権(225万7千円を基礎とする事業)狙いの動きが活発化することが予想されます。これこそ公設民営の実態ではないでしょうか。

また、競争原理にさらされている公立学校の効率的運営を名目とした、非正規職員の活用の窓口としても需要が伸びることが考えられます。

滋賀県退職教職員互助会は退職教員を登録して即戦力のボランティアとして活動させようとしています(京都新聞2008/03/02)。東京都町田市教育委員会は学校支援センターを設立して生活指導補助者や学校サポーターなどのボランティア派遣窓口を開きます。今後は日本能率協会総合研究所や市内NPOに委託し、専用HPでの募集、登録ができるシステムを構築して派遣等のノウハウを盛り込んだマニュアル作成を計画しています(官庁速報2008/11/14)。神奈川県でも市町村へボランティア事業運営委託費500万円を2008年9月議会で計上。市町村の中学校区ごとに、学校と地域の現状をよく理解している退職教員やPTA経験者らによる地域コーディネーターを置き、意欲あるボランティアと学校の橋渡しをするとしています(内外教育2008/10/17)。専門性のある労働者への有償ボランティアという形での低賃金化は深刻な問題です。

なお、和田中学校の発想は、新自由主義的な運営を好む橋下大阪府知事によって大阪府にも持ち込まれようとしています。

学校を地域のコミュニティの核に(複合機能・施設への展望)

学校は長らく地域の子どもたちが学ぶところであり、地域の共同の事業として支えられてきました。明治以来、自治体は学校を維持できる地域を単位として考えられてきました。

しかし、核家族化・単身家族の増加と少子高齢化の進行にあって、異世代や地域

住民相互のかかわりも薄くなってきています。今こそ、学校が地域との関わりを深め、地域のコミュニティ拠点として発展していくことが求められているのです。しかし、それは和田中学校や文科省が強引に推進する学校支援地域本部のあり方とは別の形で構想されるべきです。

5 既に、学制発布以前に京都市では町衆が私財を投じて維持管理する「番組小学校」を作っていました。そこは、子どもたちの教育だけではなく、府の出先機関であり、警察・交番や望火楼があり、塵芥処理や予防接種などの保健所の機能を併せ持った総合的な自治施設でした。

10 21世紀の課題として、地域と学校の関わりでは、住民による学校への一方的な支援という限定的な形（例えば学校支援地域本部構想）ではなく、改めて地域の住民も学校で自らの課題を解決できるような双方向的な関わり方が注目される時です。地域ごとに相違する住民ニーズに対応した学校の複合機能・施設への発想の転換が求められています。長沢悟監修「現代学校建築集成」（2008 学事出版）にも書かれていますが、例えばそこは、高齢者世代にとっては、ディケアサービスセンターで
15 ず。あるいは育児世代の親たちにとっては幼稚園、保育園や子育て支援の場所です。そして図書館や水泳施設など広く社会・生涯教育を提供できる機能も持っています。さらに、住民自治をはぐくむ公民館や自治体行政の出先でもあるという形です。学校に、そうした地域のコミュニティの核として、大人たちにとっても自己実現を
20 する機会があってはじめて、子どもたちも地域との活きた関わりが生れるのだと思います。そして、建物・空間を同じくするというのみではなく、活動（相互交流）・運営の一体化こそが必要です。

都市の中での事例としては、札幌市立資生館小学校は都心部子ども関連複合施設を、しせいかん保育園、子育て支援センター、ミニ児童館とともに構成し、運営においては学校事務職員も加わった総合的な取り組みが行われています。

25 また、中山間部での事例では、北海道積丹町立余別小学校があります。過疎化の進行している余別地区の自立型社会を目指したまちづくりの一環として、コミュニティセンター、役場の支所を併せ持った公共施設複合化施設として構想されました。

30 学校教育と地域の様々なニーズとを結びつけることは、子どもたちが地域を実感することになり、地域全体に育まれた子どもが、将来その地域を支える住民へと成長していく契機となります。また、住民自身も多様な世代間交流を通して改めて地域での自己実現・表現を図る契機ともなるという点で大変意義のあるものだと思います。

高校の諸問題

35 2001年度に地教行法が改正され学区設置規定が廃止されました。その後学区は撤廃が20都県、統合が9道府県に上っています。学区制でも小学区や中学区は教育の

機会均等を保障しつつ高校進学率を上げるのに役立ってきた制度ですが、それが解体（統合、撤廃）してきています。

1970年代からの公立中学校卒業者の急増と高校進学率の上昇に対処できなかった当時は、「15の春を泣かせるな」をスローガンに埼玉県や神奈川県で革新知事が誕生しました。このような政策が進まなかった地域では公立高校は学力中位の生徒を、私立高校は学力の高位と下位の生徒をマーケットとする棲み分けが傾向として生じました。さらに今日、新自由主義教育の政策の下に、少子化にあって公立高校の一部は、私立高校との競争のために、公立の中高一貫制中等学校を設置し、進学エリートの養成に走っています。

他方では、1999年度当時に878校あった定時制高校は2007年度には794校に減少しました。特に東京都や大阪府では半減されています。ある新聞記者は「挫折から立ち直った生徒が、進学・就職の壁に跳ね返される現実がある。職業訓練を兼ねた授業、奨学金の充実、企業への採用の働きかけ。エリート養成の前に公教育がやるべきことは山ほどある。」と語っています（読売新聞2008/08/09）。

また、学区の撤廃・広域統合は公立高校の差別化を生み出し、統廃合に拍車をかけ、地域から高校がなくなる事態を招いています。子どもたちの学習権の保障のためにも、自宅から無理なく通える距離に高校を設置するのは社会的に必要不可欠な政策です。特に地域の産業と結びつきの強い専門高校は、その社会的必要性の判断とは別に、進学希望者の減少を主な論拠として削減されてきています。

例えば、1970年頃に56校あった水産高校は44校に減りさらに縮小は進む見通しです。海に囲まれた日本列島に住む人々が、海とのかかわりを学び、地場産業育成の環境を失おうとしています。

中教審はその答申「今後の学校運営の在り方について」（2004/03/04）で幼稚園及び高等学校については公設民営を可能とする判断を行いました。日本高等学校教職員組合は「高校の『公設民営学校』法案に反対する（声明）」（2005/04/14）を出しています。答申を受けて文科省は法案整備に入りましたが、内閣法制局の反対にあって頓挫しています。その後、教育特区を契機にして、ソフトウェア会社や予備校などが不登校対策を名目として通信制高校（全国に200校弱）やサポート校に進出しています。将来、過疎地対応の通信制高校やサポート校が生れる可能性もあります。

困難な状況は私学に通う子どもたちにも迫っています。遅れてきた新自由主義者である橋下大阪府知事は、私立高校生に「授業料が払えなくて退学しても、生活保護がある」との趣旨を言い放ちました（日刊スポーツ2008/10/23）。このような発言を許すことはできません。大阪府私立中高連合会の野田賢治会長は経営破綻に陥る学校法人も出てくる可能性を示唆しました（産経新聞2008/03/16）。

高校はまた、地域にあって生涯教育にも活用される重要な知の拠点です。「かつ

て高校は、生徒の人間形成の濃密な空間でした。地域の文化セクターでもあった。・・・公立高校から自由と自治の校風が消えていったのは、受験圧力が激しくなったことと、学校間格差打開を目的とした学校改革のダメージによります。」(読売新聞 2008/09/29)と耳塚寛明は述べています。耳塚寛明は、生徒の文化活動が地域の特徴となっている学校や教養空間としての学校が一部に残っている点を高校再生の芽として伸ばしていきたいとしています。それは全国一律の学力競争から学校教育を解放し、次世代を担う人々が地域に密着して豊かに生きる道を模索する場への転換を促すことでもあります。当然にも、正規労働者としての雇用や進学の課題も総合的な政策として打ち出されねばなりません。社会的意義を問わずに、短期的で外形的な効果・効率を優先して行われる学校改革は、長期的には大きな人間形成上のダメージを地域住民全体に与えることとなるでしょう。

学校事務領域にあっては、学校事務センターによる学校事務の集中管理の方策が各地で検討されています。しかし、学校を多様な学習環境等に再編成して、新たな知の拠点として地域の産業・経済・文化とも結びついた発展を描くには、各学校に配置された教育行政と地域実態の両面に精通した学校事務職員の存在は不可欠です。それが本来の地域コーディネーターの役割ではないでしょうか。

2. 地方教育行政機能の低下を招く学校事務部門の合理化

学校事務職員の状況

学校事務職員は戦後生れた職種であり、義務制では都道府県費学校事務職員が配置され、身分は教員と同様、区市町村職員でありながら、人事任用は都道府県が行っています。給与費の2/3は都道府県、1/3は義務教育費国庫負担制度によって国から負担金として支出されています。定数管理は、都道府県立高等学校の教職員も義務制と同じく、国による定数法によって決定されています。

2007年度学校基本調査によると義務制の都道府県費学校事務職員32570校、34194名(男女比1:2)。義務制の負担法外学校事務職員3915名(男女比9:1)。都道府県立高等学校事務職員3218校、17430名(男女比9:8)。全国では約5万人にも及びます。

義務制で学校事務職員職務標準がある都道府県は28都府県(60%)。学校事務の共同実施の状況は43道府県中23県(群馬県公立小中特別支援事務長会の調査2008/01/11回答)。その内、住居、通勤、扶養手当の専決権を有するのは5県。市町村費の決裁関係は4県。加配540名(2007年度)、604名(2008年度)です。

今、学校事務職員にかけられている課題は、学校事務の共同実施・学校事務センター化であり、その果てには外部委託化・アウトソーシングがあります。文科省が2001年度の第7次定数改善計画(義務制)から本格的な加配措置によって誘導して

きたにもかかわらず、2008年になっても実施市町村はわずかに680でしかありません。広がりを見せないのは、学校事務の共同実施が過度的なスタイルであって、効果も限定的であるばかりではなく、将来に禍根を残す制度であることを学校事務職員や地方教育行政に携わる人々が認識しているからです。この課題は、学校事務個別の問題として捉えるのではなく、地方教育行政の諸問題の一環として統一的に把握する必要があります。

地方教育行政の諸問題

ア、教育委員会の広域化等

京都府にある和束町、笠置町、南山城村は2009年4月に教育委員会を統合します。理由とされているのは財政難による歳出削減です。

相楽東部広域連合を設立する規約案を三町村議会が可決し、広域連合の設置許可を京都府に申請しました。広域連合は教育委員会のほか障害者自立支援協議会など7事業です。教育委員は現行計18名から5名に縮減されます。また教育委員会事務局職員は計14名から10～11名に削減する予定です。経費削減は年間4500万円～5千万円が見込まれます。このような教育委員会の広域化は、建前とされている教育行政の活性化の視点ではなく、財政難や人材不足からの窮余の策として出ているところに特徴があります。

高知県の橋本前知事は教育行政に関して「市町村の教育委員会の広域化と小中学校の再編、さらには、教育を目的とする独自の税の可能性の3つが議題です。」と自らのブログで語っています(2007/07/09)。

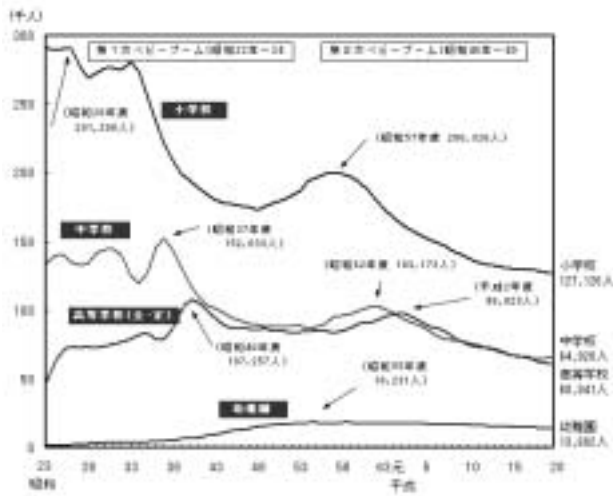
このように地方教育行政の困難さは、京都府の3町村に限られたことではない一般性をもっていることが分かります。高知県では東洋町が人材不足を理由とした町教育長の不在がつづき、教育長を選任するように高知県教育委員会から勧告されています。また、北海道中頓別町議会は行政改革のひとつとして教育長の非常勤化を可能とする上程を可決しています。

学校事務の共同実施も、実は、中山間部における地方教育行政の広域化によって、機能低下しつつある教育委員会事務局の下請け機関として便利に「転用」されている側面もあるのです。

イ、学校の統廃合

文部科学省は35年ぶりに公立学校の規模に関する基準を改める方向で(2008/06/16)中教審の分科会に検討を要請しました。

1956年の基準では1校が12～18学級。通学距離が小学校4km、中学校6km以内との基準を示しています。その後、小規模校を容認するとの通知を1973年に出しています。次のグラフは文科省の学校基本調査による2008年度までの児



童生徒等の推移です。

読売新聞は全国の公立小中学校の30校に1校が姿を消す - おおむね5年間で1100の学校が減ると予測した記事を出しています(2008/01/21)。長野県の清内路村と谷平村とは隣村の阿智村の中学校に統合し「無中学校村」となることを決めました。このような減少傾向は、平成の大合併で町村が減ったことも起因しています。「市

町村合併で役場がなくなり、農協は統合され、郵便局が消えた。今度は学校か。」との声も上がっています(朝日新聞 2008/11/14)。医療、通信、福祉、教育などの公共性の高い行政サービスの過疎地からの撤収です。

15 2006年6月に財政再建団体へ移行した北海道夕張市は2007年11月に市議会へ現在7校ある小学校、4校ある中学校をそれぞれ1校ずつにする案を提示しました。市では1校当たり1000万円の維持費が掛かると積算しています。その時点での小中学校生は合わせて473人です。

20 夕張市(2007年12月現在1万2200人)は南北35km、東西25km、面積は765km²(全国第56位)で96位の東京23区より広いのです。全国一広い岐阜県高山市は2177km²(人口9万4千人、小学校19、中学校13)であり、東京都よりわずかに狭いが、最小面積の香川県、次の大阪府よりも大きい面積を持ちます。人口比較で見ると80万人以下の県は鳥取と島根です。二県の人口を、静岡市を除く他の政令市は、横浜市の362万人をはじめとして上回っています。

25 このように一律に基礎自治体や都道府県の役割を論じられないほど、地域の格差は広がっています。

30 民主党は通称「夕張法案」(財政が破綻状態にある市町村の義務教育関連事務の国への移管制度の創設に関する法律案 水岡俊一、鈴木寛等)を参議院に提出し可決(2008/05/28)しました。その後、衆議院では審議未了で廃案となりましたが、その内容は財政破綻した自治体に代わって国が義務教育を代行するという内容です。緊急避難措置とはいえ、教育の地方分権の本旨からすると根本的な問題を含んでいます。公教育の国家管理が想定されます。自治体に代わって国家にその管理を委ねることが必要なことなのではなく、基本的には再建計画自体に子どもの将来を地方自治体の財政状況に左右されずに安定して保障できる内容を盛り込むべき問題なのです。

35 都市部では、統廃合への誘導策として学区の自由化が打ち出されました。しか

し、この新自由主義教育政策として進められた政策も、一部の都市部以外には広がりをもつことはありませんでした。さらに都市部においても地域とのかかわりを重視するという発想が戻り、前橋市や江東区に見られるように政策の見直しが始まっています。

5 品川区の新自由主義的な観点から競争力の強い小中一貫校を作るという発想とは相違しますが、別な発想から地域に学校を残す方策として小中一貫校が注目されています。例えば、少子化の進む地方の宮城県色麻町では現在ある小学校2校と中学校1校を小中一貫校1校にする計画を立てています。今後さらにこの発想を広げて、先に示した学校の複合化を図ることも含めて、地域での学びと育ちを保障するというのも有効な方策であると思います。

10 高校の統廃合問題は、親元から無理なく通える地域に学校がなくなるということに象徴されます。政策的に階層間格差が拡大させられた現在、下宿先を用意できる財源が親（家計）にない場合、その子は意欲があっても進学を断念しなくてはなりません（斎藤貴男『人間選別工場』、同時代社、2005年）。しかも、中卒での就職先は少ないのです。

15 こうした状況に対して有効な施策を展開しないこの国では、いわば若年棄民が生まれていると言えます。

ウ、教職員配置

20 義務教育諸学校の教職員の採用・任免人事権は、都道府県教育委員会の権限です（政令市は例外として）。義務標準法の改正で、市町村独自の非常勤講師を採用し少人数教育を独自に行えるようにしたことを評価する向きもあります。しかし、市町村が独自の学級編制を行う場合は都道府県教育委員会の同意が条件であるなど、県費負担教職員以外の学級担任は認めていないことを問題とする見解もあります。（「学びの社会」の創造へ 教育行財政研究会報告 A5選書 2003/1）。

25 行政改革推進法（2006年5月）の第56条3には「政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」と記されています。これに対して民主党は、この条文の削除と人確法に教職員数充実を新たに加える改正を衆議院に提出しました（2007/11/29）。しかし、少人数学級を求めた定数拡大は必要ですが、人確法という学校職員の差別分断政策の法律は廃止すべきであると、考えるべきです（中村文夫「教職員組織における包摂と排除」嶺井正也他編『公教育における包摂と排除』八月書館 2008年所収）。

35 教員への臨時非常勤職員の全国的な拡大は、進み始めています。特に行政改革

推進法の枠組みにある中で、2008年度予算で新教育基本法の施策を行う教職員の配置計画として2万1千人の概算要求を打ち上げた文科省でしたが、結着としては主幹教諭の補充教員1000人分を基本とする1195人が財務省原案となり、定数外として非常勤講師7000人の予算付けが行われました。文科省が積極的に臨時非常勤職員を求めた歴史的転換点であったと言えます。2009年度予算でもこの路線はのちに述べるように引き継がれました。

このことは正規教員という「物申す労働者」を縮小して、非正規教員という身分的な不安定さから「物言えぬ労働者」を増員することによって、文科省が教育行政・施策への権限維持・強化を図ったことを顕著に現しています。

学校現場は臨時非常勤職員の増大と、管理職員の拡充によって、それぞれの職域の専門性を尊重して助け合って運営する水平的な組織運営スタイルから、上意下達のピラミッド構造へと変質し、かつてのいわば鍋蓋式組織は失われてきているのです。教員層でも定数内臨時非常勤職員が増大、少人数指導支援員など特定目的に限られた時給教育職員も多出、そして従来本採用職員であった学校用務員、学校給食調理員の業者委託、臨時職員化、学校財務や総務を担う学校事務職員を学校現場から剥がし学校事務の共同実施・学校事務センターでの集中処理をさせるなどの動きがあります。

しかし、教職員がもつそれぞれの専門性は長い経験の蓄積によって発揮されるものであって、不安定雇用や常駐しない職員によって学校が組織運営されるのでは活動・業務それ自体の質の低下を招きます。こうした雇用不安定化・流動化のしわ寄せは、非正規職員のみならず、正規職員への過重労働、労働強化としても現れています。

北海道旭川市では2013年度までに全ての現業職400人（全職員3080人の約1割）を全廃して民間委託とする案を市議会で明らかにしました。全国的に有名な旭川動物園の動物飼育員も含めて、学校給食調理員、学校用務員も引き揚げられる計画です。これまでの経験的な専門性の蓄積が軽視されていると思えます。

そして新たな社会のニーズに合わせて置かれるようになった学校図書館司書、スクールカウンセラーなどスタッフ職は臨時職員によって充当されるという現実があります。

このような不安定雇用により、年収200万以下のワーキングプア状態に置かれている学校職員が公教育職場でも常態化しています。不安定な雇用・任用形態は学校職場で持続的に形成される専門性の尊重を失わせ、協働

| 職種 | 臨時・非常勤割合% |
|----------|-----------|
| 学童指導員 | 92.4 |
| 図書館職員 | 61.6 |
| 公民館職員 | 59.8 |
| 学校給食関係職員 | 53.7 |
| 学校用務員 | 39.7 |

自治体臨時・非常勤職員の実態調査中間集約

(2008/10/9)

関係をも阻害しています。一人前の人間になるという要素の一つには、自分の労働を通して自分の生活が支えることができる（自立、自活）ということがあります。学校教育においてワーキングプア状態に置かれた学校職員が、これを教えるというのは矛盾した学習環境です。

5 フラットな職場の人間関係による有機的な組織運営が必要です。文科省は学校職員の相互の意思疎通ができない現状を意図的に創り出しつつ、管理職員層の増加によって、指示命令のみの学校経営で対応しようとしていますが、権力的な指揮命令や監視管理ではなく、相互の信頼関係に基づく自律的組織文化を学校に再生させなければなりません。

10 子どもたちが地域で生きている社会的背景や家庭の状況などを受け止めた教育をするには、同じ職場で働く同僚として、相互の専門性を尊重し、ネットワーク型の相互信頼の学校運営が必須です。そして、義務教育費国庫負担職員であるとか、あるいは臨時非常勤職員であるとか、あるいは派遣職員であるとかの雇用形態の相違を越えて、「同一労働同一賃金」を原則とすることが、最も大事な視点です。東京都荒川区は、区職労の働きかけにより非常勤職員を対象とした昇進制度を導入しました。質の高い公立学校での教育サービスを常に実現していくためにも、職場での格差是正は、早急に取り組むべき課題です。

工、教職調整額

20 文科省の有識者会議（学校の組織の在り方を踏まえた教職調整額の見直しに関する検討会議 2008/09/08）は、「審議のまとめ」において時間外手当制度を導入することが「一つの有効な方策」として提言しました。これを受けて文科省は中教審に新しい給与制度の導入を柱とした学校の組織運営の在り方について諮問し、中教審作業部会（10月15日設置）で検討しています。2009年夏頃に答申を予定し、これを受けて2010年度予算の概算要求に反映させる考えです。

25 時間外手当支払いを求める教員の裁判審議中に対抗策として1971年に導入された教職調整額は、教員の労働を、その特殊性から、時間で計れない労働とみなす考えによるものでした。教職調整額から時間外勤務手当への転換は、教員の労働は校長の指示のもとに働く、時間に縛られたものという視点への文科省の考え方の根本的な変更をもたらすものです。これは人材確保法への理論的な根拠を自ら失わせることにもつながります。一律支給は不公平との、新自由主義的な発想による公教育の教員管理体制の徹底（新人確法）は、教員の労働は「時間で計れない」とした人確法の根拠さえ失わせるところまで至っているのです。小泉政権下の2006年6月に施行された行政改革推進法では、人確法の廃止を含めた教職員給与の見直しを打ち出していました。労務政策のこのような変更には定見のなさを指摘する以外ありません。

そもそも労働者は時間で計れる労働をするものです。このような原則に立ち戻って始めて、教職調整額を廃止し、時間外勤務手当とし、また人確法を廃止することによって、等しく公務労働の一般性の下に、フラットな相互補完の学校運営が可能となります。労働の専門性と時間で計れるかどうかは全く関係ない議論です。

5

学校事務職員に広がる非正規職員化

ア、拡大する定数内欠員と非正規職員化

自治体職員の 27.8%が非正規職員。その内 67.1%が年収 200 万円以下の官製ワーキングプアであることが、自治労が発表した「勤務実態調査」(2008/9/29)で明らかとなりました。さいたま市でも正規職員が 9207 人。非正規職員が 1893 人。17.1%が非正規職員で、その内訳は主に事務補助、保育園保育士、病院看護師です。

10

自治体職員である学校事務職員は、定数法(高校、義務制とも)や義務教育費国庫負担制度(義務制)があるので、定員削減や臨時非常勤化が進みにくい職種とされてきました。しかし、教育職員を含む学校現場での臨時非常勤職員の拡大は近年進んでいます。教職員に占める講師の割合が 2007 年度で 9.3%の岡山県では教職員を 5 年間でさらに 400 人削減する計画です。なお、中国四国では島根が 13.7%などとなっています。

15

今後、事務職員の定数減と少子化に伴う教員数の自然減が想定され、削減予定分を満たせない場合は、教員採用試験に合格した正規の教員から講師に替えることで対応するとの方針を岡山県は出しています。沖縄県では 2008 年度小中学校県費事務職員の定数は 406 人。臨時的任用職員は 64 人に上り、過去 5 年で最大です。04 年度は 27 人、05 年度 25 人、06 年度 41 人、07 年度 52 人。義務制において、このような臨時的任用職員が多数いるばかりではなく、加配を上回る定数内未配置が東京都を筆頭に 1000 人近くいます(2008 年度)。定数内未配置や臨時的任用職員の拡大による綻びを、繕うために学校事務の共同実施が拡大しているように思えてなりません。そして、学校事務の共同実施は、秋田県に見られるように、さらに学校事務職員の臨時非常勤化を呼び込むものなのです。

20

25

教職員人事権の移管検討で都区合意がありました。東京都と 23 区で構成する都区のあり方検討委員会幹事会(2008/9/3)で、県費負担教職員の人事権を区に移管する方向で検討を進める合意を得ました。ただし、実現には国段階での法改正が必要です。又、学校事務職員の任命権の移譲については「区市町村との調整を行った上で、先行的に国へ法改正を要求している。」と 2006 年に明らかにした行財政改革実行プログラムの内容を敷衍しています(以上 東学第 502 号から)。東京都教育委員会は行財政実行プログラムとして都区のあり方検討を行い都費負

30

35

東京都立義務制学校事務職員の定数

| 項目 | 人員(人) | |
|-----------|-------|-----|
| 定数(国・都基準) | 2495 | |
| 実際配置数 | 2016 | |
| 再任用 | フルタイム | 13 |
| | 短時間 | 162 |
| | 小計 | 175 |
| 欠員 | 479 | |

欠員は主に要準加配部分

担職員(事務)任命権の区市町村への権限委譲を文科省に働きかけています。これと同時に都職員全体の再任用の受け皿として学校事務が活用されています。2007

年4月では83名。2008年4月には174名と再任用され、学校事務職は明らかに再任用職場となりつつあります。2009年には4分の1が再任用者(全都庁職員)によって占められ、65歳まで

の再任用が始まるとこの動きはさらに加速される見込みです。加えて、定数(2495名)内非補充が要保護加配部分479名にも上がっています。中央区では学校事務職員の欠員を派遣職員で充当することまで行っています。

15 横浜市の義務制で学校事務センター構想が進んでいます。横浜市方面別学校教育センター(仮称)と言います。横浜教育改革会議(2006/3)で自立分権型の学校運営をきめ細かく支援・指導することが提唱されました。横浜ビジョン(2006/10)ではより教育の現場に近いところで学校への支援・指導を行っていく体制を整備し、保護者・地域の期待に応えることが示されました。人口が350万人、小中義務制で492校もある学校を管理するための4ヶ所への「分権」です。

20 学校教育センターは4ヶ所設置され、センター長は部長級を配置、教育活動、業務管理、地域連携推進担当(区兼務)に分け、業務管理(課長級)のもとに1)学校費の執行管理、審査担当、2)人事担当、3)学校事務支援担当の業務を行う計画です。学校事務支援担当がいわゆる学校事務の共同実施に当たります。この担当の任務は1)学校事務職員の「母港」としての方面別センター、2)一人職場の事務職員支援の組織的取り組みとしての共同実施推進や初任者支援となっています。スケジュールとしては、2008年度は方面別パイロット事業実施等、2009年度は指導主事再編、2010年度センター開設、事務局再編。事務職員の配置については10名いる共同実施加配を充てる計画です。学校以外のところに配置することについて文科省との協議が残っています。

30 この構想では方面別センターが学校事務職員の「母港」とされていますが、学校事務職員の母港は所属する学校ではないのでしょうか。

イ、高校での学校事務の合理化

35 高校での学校事務の合理化を見てみましょう。東京都では2006年4月より学校経営支援センターが設置されました。当初予定されたような「学校支援」の効果は上がっていません。学校財務は相変わらず学校現場で執行されています。平均

2名も削減された経営企画室（旧事務室）では、サービス残業が常態化しています。

神奈川学校事務センター開設準備室（県教委行政課内に設置 2008年度 主幹以下、専任4名、高校との兼務発令9名で構成）によると現在の段階では、

- 、 2009年4月の開設（実施）に向けて、現在準備中である。
- 、 東京の様に数箇所ではなく、1箇所に集中させる。
- 、 センターに集中化する業務は、給与・報酬・旅費である。
- 、 他の収入・支出業務は県立学校の事務室に残る。
- 、 若干小規模にはなるが、従前の事務室体制（正規職員）は残る。

とされており、都立高支援センターの状況を見て、一気の導入は断念したようです。神奈川県でも高校の事務室（義務制も同じですが）は、欠員補充の臨時任用職員が多い状況です。

ウ、文科省の概算要求と教職員定数

文科省は、非常勤講師や有償ボランティアの活用によって新学習指導要領の実施を行おうとしています。

文科、総務、財務大臣、官房長官が会談（2008/6/27）し、教育振興基本計画に数値目標を盛り込まないことで合意。7月1日に閣議決定。文科省の完敗でした。10年後までに年間の教育投資額を国内総生産（GDP）比5%めざす要求を断念し、表現は「諸外国の公財政支出などの教育投資の状況を参考の一つとする」に変更しました。教職員定数22000人増も断念。定数改善の文言もなく、「教職員定数のあり方など教育を支える条件整備について検討する」に後退。概算要求においても、昨年度の対応から大幅後退し、概算段階から教員給与はマイナス要求となりました。

義務制において、その内訳は概算要求で特別手当の引き下げで75億円分マイナス、特別支援教育担当への調整額4億円減、しかし、メリハリのある給与体系の導入による管理職手当は増額、教職調整額の時間外手当への切り換えは中教審審議に回されて先送りされました。義務諸学校でも今後臨時非常勤が活用される方向です。2008年度の7000人配置の実績に続き、学習指導要領の改訂対応（例えば小学校の英語）に非常勤講師を11500人、サポートティーチャー（退職教員）配置に10500人の臨時非常勤の要求を行い、2009年度政府原案では14000人で結着しました。

文科省は2008年度概算要求では「教員の子どもと向き合う時間の確保」として義務制学校事務職員を3年計画で1456人、単年度で485人増員する要求をしました。これは教員の多忙化対策の受け皿として学校事務の共同実施が打ち上げられ、それを実施する人数としての485人でした。しかし、財務省査定はゼロ。2009年

に向けた概算要求では教育振興基本計画の数値目標を設定できなかったことが後を引き、「教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり」と要求項目が変わり、全体で1500名、その内「教員の事務負担の軽減」として学校事務職員はわずかに73人となりました。しかも、昨年度と相違して73人の算定根拠は示されていません。

2009年度政府原案では定数改善1000人（実質800人）増、そのうち事務職員は73人増となっています。文科省は教員の負担軽減のための学校事務の共同実施加配を諦めたとは思えません。そもそも教員の多忙化は、教員定数の増員によって解消するのが筋です。

2008年全事研大会は、学校事務の共同実施、共同事務室で話が一色でした。そこで講演した文科省の前川喜平文科省大臣官房審議官は、共同実施を前提とする義務制への事務長導入に言及しました。2008年度中の省令改正が意図されています。自治労学校事務協議会は2008年12月1日の文科省との交渉において、義務制の事務長設置については慎重な対応を求め、自治労との協議を十分に尽くすことを求めました。文科省はしかしながら事務長制度の省令化を準備中です。義務制での事務長制導入を、学校を鍋蓋型からピラミッド型に移行させるために、文科省は必要なことだと考えているからです。前川喜平審議官は「学校の組織マネジメントの改革については、『鍋ぶた型』組織からの脱却を目指して副校長や主幹教諭が制度化されたが、事務長は学校事務の側から学校の組織マネジメントの中核となる職として期待されている。」と述べています（日本教育新聞2008/12/8）。

しかし、義務制の事務長設置は、年配の県費学校事務職員の上がりのポストが確保されたと考えることはできません。高校の事務長は学校事務職員出身では必ずしもないからです。

他方、文科省は『教員の勤務負担軽減に関する調査研究事業』を立ち上げて学校事務の外部委託、校務分掌の適正化、保護者等への対応、教員のメンタルヘルス対策の4項目の研究を始めています。学校事務の外部委託については京都府教育委員会が受け、「専門的ノウハウを持つ民間企業等へのアウトソーシングの方法等に関する調査研究」を行っています。

地方教育行政機能の低下の実相を、地域教育行政の諸問題として取り上げ、その一環として学校事務の共同実施・学校事務センターがあることを述べてきました。それは新自由主義的な政策によってセーフティネットが破られてきた結果でもあります。未曾有の経済危機、生活破綻を前にして、質の高い公共サービスのあり方を改めて模索する時です。

「優勢順位を少し変えるだけでアメリカの子どもたちに人生へのちゃんとした見通しを持たせることができると、そして機会の扉をみんなに開いておくことができると」人々が悟っていると演説（2004年民主党大会基調演説）したのはアメ

リカ合衆国大統領オバマでした（朝日新聞 2008/12/29）。日本でも政策的な優先順位を少し変える必要があると思います。学校事務職員も学校という足元から、新たな状況に応じた質の高い学校事務サービスはなにか、を提起し、また運動として広げていく必要があります。

5

3 . 高品質の公共サービス・学校事務領域の豊富化

学校事務改革の視点

ア、分権自治に向けた義務教育費国庫負担制度の見直し

10

義務制の教職員への義務教育費国庫負担制度について、自治労方針は負担金補助金の解消を掲げています。教育の地方自治という本旨に従うなら、地方自主財源の保障を前提に、上記制度を見直すことが原則となります。当面、政令市への負担先変更、中核市等への人事権移管など分権・自治に向けた取り組みが求められています。政令市への変更にあっては、交付税措置なのか、税源移譲措置なのかで、論議されています。

15

イ、学校現場から質の高い学校事務サービスを

新自由主義的な公教育制度改革の進行に抗し、格差社会への有効な対策を学校教育において実現するためにも、学校事務の共同実施・学校事務センター化には反対です。そして、質の高い公共サービスの提供を安定的に学校事務部門で行うことが必須です。地方教育行政組織の新たな展望を視野に入れつつ、学校現場での取り組みが求められています。

20

ウ、事務室は情報交差点、学校事務職員は情報マイスターに

25

学校事務の領域でも IT 化は進行しています。拠点校に人が集まらなくても、イントラネットを介した学校事務の共同実施は可能です。書類の相互審査、物品の共同購入・管理もネット上で可能なことです。学校の事務室は様々なネットワークの情報交差点です。学校に必要な地域・教育情報が蓄積されるなかで不断に有効活用するためには学校事務職員の不在は許されません。学校事務職員は情報マイスターとしてもその専門性を深める方向が考えられます。

30

エ、教育の機会均等を拡充する地方教育行政職員として

福祉制度が大幅に後退させられ、新自由主義的な社会の仕組みが蔓延する中で、地域間格差や保護者の収入格差により、教育の機会均等が崩壊させられつつあります。今行われている地方教育行政組織の縮小と、そして教員の「多忙化解消」論からの学校事務職員の配置の見直し（合理化）は、これに軌を一にした動きで

35

す。

この現状を、改善するためには地方教育行政組織のあり方が根本的に検討されなくてはなりません。児童生徒の公教育を受ける権利を保障する身近な地方教育行政職員として、本採用の学校事務職員が望まれます。そのためにも定数内未配置や臨時的任用職員の増大への改善が急務です。

オ、学校事務自治研究センター（仮称）の設立を

全事研及び高校事務協会とは別に、質の高い学校事務サービスを行うための学校事務自治研究センター（仮称）の設立により、学校事務職員のもつ経験的専門性の研究・研修・実践の蓄積、継承、共有化が必要です。

学校事務の将来に向けた5つの提案

5万人の教育行政事務・学校事務に精通した地方公務員が、学習内容の地方自治を進めるための学習環境の整備を行うために、以下の5項目に分けて経験的専門性の蓄積、継承、共有化について考えてみます。

ア、公教育の無償化

貧富の世代間継承を断ち切るための、万能薬ではないが1つの方法として公教育の役割は評価されます。

既に「教育格差」(嶺井・池田編 現代書館 2006)で取り上げられたように2004年段階で就学援助家庭は23区において足立区で4割を超え、墨田、江東、荒川、北、板橋、江戸川区で3割を越えていました。2008年の金融危機以降では雇用が途絶する事態が続き、高知市など各地で1/3が就学援助家庭となる事態が広がっています。地方自治体の財政悪化の中で、就学援助家庭の急激な拡大に対応できず、認定基準の改悪を行う自治体もあります。就学援助というシステムの破綻が生じています。

公教育に、親の財産・収入状況や過疎化の現実から実質的な差が出てはなりません。就学援助という発想から転換し、子ども全体に公教育の無償化を実施し、次世代が自由と自治とを、学びを通じて会得する基盤を社会的な事業として実現するという発想をもつ必要があるのではないのでしょうか。児童生徒の学習する権利を保障するために、公教育の無償化の実現に向けた至急の取り組みが必要です。当面、憲法第26条にある義務教育の無償化を実現するために、給食費や教材費の無料化などを射程に入れた教材教具の公費負担割合のアップの取り組みが必要となっています。

高等学校では、授業料等が払えない家庭環境にある生徒への公的保障が急務です。これをステップとして、高校においても97%の子どもが通うという実態から

教育の無償化を追求する必要があります。そのためには修学困難な生徒への経済的援助に加えて、ソーシャルワーカー的な業務を含んだ就学困難な生徒へのソフト面での援助をする学校事務領域の拡充が大切です。このためには人員配置についても定数法第9条2項にある就学困難な児童生徒への援助を行うための加配の基準緩和が強く望まれます。

イ、学校財務の確立から学校事務領域の展開へ

地域間格差の改善に、次世代を担う子どもたちへの地域ごとの教育計画がリンクする視点が大切です。地域の問題と教育の問題とは切り離すことはできません。

地域の活性化目標に対応し、環境に配慮した学習環境、安全安心の学校、学習内容に最適な教材の提供は、現場を知悉した学校事務職員が計画・執行するしかありません。学校事務の職務標準を、学校財務を中心として作成し、これに連動して学校財務取扱要綱を定めることが取り組みの柱となります。その場合、自治労が推進している世界標準であるILO94号条約（労働条項を公契約「官と民間業者との契約」に入れることで、安価な労働力による契約をできないようにする）の批准に連動した、物品調達等のあり方を追求することが重要です。

また、子どもたちが使う教材教具の購入に当たって、地場産業の育成や地域商業の振興の要素やエコロジーに配慮した商品を求める視点を持つことが望まれます。また、学校ごとの予算執行をHP等で情報公開することも重要です。

ウ、地域との連携における学校事務職員の役割

学校と地域の市民や社会教育との連携は、重要性が増しています。学校事務職員が、地域コーディネーターとしての役割を担うことが必要です。先に示した日本教育新聞の記事の中で前川喜平審議官も「これからの学校は、ますます地域に開かれ、地域に支えられて存在して、・・・そのため、学校運営協議会、学校評価、学校支援地域本部などの制度や事業が導入されてきた。事務職員には学校と地域社会とをつなぐ結節点としての役割が求められていくだろう。」と述べています。学校運営協議会、学校評価、学校支援地域本部のあり方を、役割を担うと同時に吟味する必要があることは、この基調でこれまで述べてきたことです。

問題をかかえた保護者対応を含めた教育法務分野を学校事務領域のひとつとして確立します。また、学校運営の民主化には、保護者、地域代表等のみならず生徒自身の学校運営への参加・参画は必須です。子どもの権利条約が定める「子どもの意見表明権」を実質化する意味でも、日本のコミュニティスクールに、学習を受ける本人たちの意向を反映させることが本来、一番大事なことです。学校運営への子どもたちの参画は、地域の将来計画、実現に向けた参画への必須の「学校」です。学校運営協議会についても、このような視点に立って設立に取り組む

とともに、地方教育行政の専門家として学校事務職員がその事務局を積極的に担うことが必要です。

エ、学校施設の複合化、学校事務職員の関わり

5 学校が学齢期の児童生徒が一過性で学ぶ場としてのみ活用されるのは、施設や機能としても無駄です(単一機能への限定からの脱却)。年間利用時間の計算は重要です(授業時間が最も多い京都市で205日)。また、少子化・過疎化によって空き教室も生じています。文科省の調査によると義務制での空き教室(余裕教室)数は2005年度までの累計で126,866教室です。地域に活用されやすい位置(通学距離の文科省基準は小学校4km、中学校6km以内)に多くの学校が位置しています。地域のコミュニティ拠点や生涯学習の一翼を担う施設や人財を有効活用する取り組みが求められます。そこに学ぶ子どもたちにとっても、地域を実感し相互交流を日常的に行える効果が期待できます。

15 これは義務制諸学校のみならず、高等学校にも当てはまります。このような多機能・複合化された学校施設を作り、運営管理に学校事務職員が携わるのは行政系職員として当然なことです。

オ、教育行政との人事交流

20 地方教育行政も「小さな地方政府」という圧力の中で守備範囲を狭め、部分的には公設民営化されています。子どもの学習権保障を拡充するためには、行政サービスの質的低下を招かないよう教職員全体としても教育行政各領域との人事交流を介して、自らの専門性を高め、また、継承、共有化していくことが必要です。

25 特に学校事務部門に教育委員会事務局員が人事交流するのは現場を知る上で必要であり、また学校事務職員が地方教育行政全般を携わる部局と人事交流するのも必要です。閉ざされた中途半端な集中処理=学校事務の共同実施は、小規模自治体の教育委員会事務局の下請けとして以外に、制度としての将来展望は拓けません。事務センターでは、学校事務職員の学校からの引き剥がしとなり、学校事務部門の縮小・廃止に繋がります。制度として整った計画的な人事交流により教育行政全体としての専門性を高め、学校事務部門の領域の拡充・経験的専門性の充実こそが求める方向です。

30 都道府県立学校の人事交流においても同様なことが言えます。地方自治体の行政全体でそれぞれの部署の経験的専門性を蓄積する人事政策が望まれます。これまで人事異動はそれ自体が自己目的化されてしまったため、行政部門の専門性を継承し、時代に応じた深い知識を持って質の高い行政サービスを行うとの発想が欠けていました。職場を横断する形で学校事務も相互に経験的専門性を深め合
35 って共有化して始めて質の高い、そして時代の要請に応じた学校事務サービスが

可能となります。

【おわりに 労働組合の再評価を】

5 このような取り組みを進めるには労働組合が必要です。しかし、労働組合への加入率は下がる一方です。組織率（18.1%）が下がっている状況を打開して、労使対等の位置を獲得していくためにも、若年層にも労働組合のもつ積極的な意義・役割を理解してもらふことと、他方ではフリーライディング（ただ乗り）を許さない法整備が求められていると思います。

10 例えば、カナダでは最高裁判決によって、使用者と労働組合とが協約を締結した場合、その締結下にある労働者は、組合員でなくとも、組合費を払わなければなりません。これは最高裁判事の名前を取った「ランド方式」と呼ばれています（新川敏光「もう一つの自由主義モデルカナダの労働と福祉国家」『生活経済政策』No.141 2008.9月号）

15 こうした法整備をするとともに、労働組合が身近な課題改善への参加を担う組織として労働者に実感できるものになっていく必要があるでしょう。

 労働は具体的な場で行われます。学校事務においても経験的専門性は、働く場の継続的な確保と信頼できる職場環境があって、蓄積され高められていくのです。

20 日々の労働の喜びや自己実現のためには働く場の条件改善、それも労働内容をめくっての改善は必須の課題です。労働組合の形も総資本・総労働という対抗軸の設定や基本的な労働条件を担う産業別の組合に結集する必要性とともに、職域・職能の結びつきによる個別的な労働の改善も重要な要素となっています。職域・職能横断的なネットワーク機能を労働組合として再認識する必要があると思います。自治労学校事務協議会に集まる必然性がここにあります。

25 そして、労働過程の決定権を労働組合が握ることにより、質の高い地方教育行政サービスが実現でき、その一環にある学校事務領域の質の高さの保障にもつながります。これによって賃金・処遇等の労働条件を維持改善していくための労使対等な関係が、経験的専門性という正当な裏付けをもって築けるのです。

（文責 中村文夫）

30